



Title	[資料]被保護生徒の進路問題
Author(s)	杉村, 宏
Citation	教育福祉研究, 4, 84-91
Issue Date	1998-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28324">https://hdl.handle.net/2115/28324</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P84-91.pdf



## 〔資料〕 被保護生徒の進路問題

### はじめに

#### —— 教育の最低限保障としての高校教育 ——

教育の最低限保障をどの水準に設定するかという課題には、教育という営みの基本にかかわる厄介な問題を含んでいる。ここではそのことはひとまず措いて、社会生活を営んでいく上で欠くことのできない、基礎的条件としての教育というものがある歴史的・社会的段階で確定することは、それほど難しいことではないように思われる。

われわれが1980年に札幌でおこなった中学卒業生の進路調査によれば、一般世帯の子どもの高校等への進学率は98.5%であるのに、就学援助を受けている低所得世帯の子どもでは87.2%、生活保護世帯では79.3%と「断層的格差」があったが、それを割り引いても1980年代ですでに、社会生活を営む上で「独り立ち」するための教育の最低限は、高校教育であったことは明らかである。

もっとも最近の学校基本調査(1996年度)によると、短大・大学の進学率(浪人生を含む)は男子44.2%、女子48.3%、男女平均46.2%と過去最高になり、今世紀中に50%を突破すると予測されており、高校等の段階が果たして最低限の教育水準かという問題もあるが、無差別平等に保障すべき水準として、高校卒業が最低限必要であるということについて異論はないであろう。

ところで、教育の「無差別平等」保障に関しては、その根拠となる原理が生活保護法ほど明瞭に示されているわけではないが、教育基本法第3条に示された教育の機会均等原理はその手がかりを与えてくれる。すなわち「① すべての国民は、等しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。② 国および地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難なものに対して、奨学の方

法を講じなければならない。」として、教育機会の「法もとの平等」とりわけ経済的理由による不平等の排除を基本原理としているのである。またこれを受けて、国民はその子弟に対して普通教育を9年間受けさせる義務を負い、この義務教育の授業料を徴収しないこととしている。(第4条)

しかし注目しなければならない点は、第1に、ここにいう教育の保障は「その能力に応ずる教育」の保障であり、「能力があるにもかかわらず差別的な扱いを受けることはない」というにとどまっていること、第2に、国によって平等に保障されるのは授業料のみであること、第3に保障されるものは「教育の機会」であり、「教育の結果」の平等ではないということである。

「能力があるにもかかわらず」という限定は、ともすると「能力がなければ保障されなくともよい」という「能力主義管理教育」の根拠とされるものであるが、「能力に応ずる教育」という文言を挿入した立法当時の趣旨は、わが国の戦前の教育が、国家主義的な画一化したものであり、かつ「正常」な子ども以外を教育機会から排除したものであったことの反省の上に立って、画一的な教育のあり方を排し、どの子どもにも教育の機会を保障するために、その能力に応じた教育を保障するというものであったという。

この「能力があるにもかかわらず」という限定が、結果的に障害を持つ子ども達の教育の義務化を遅らせることとなったが、今日さまざまな問題を抱えながらも後期中等教育までの養護学校教育を保障するようになってきた現実には照らせば、一人ひとりの子どもの「能力が発揮できる教育」の保障という方向をめざしていると見るべきであろう。

能力が多様な可能性を秘めたものである以上、「能力がある」とか「ない」ということを簡単に判断することはできないし、ましてやここで課題としている社会生活にとっての基礎的条件として保

障すべき教育の最低限は、受験にどう対応できるかといった狭い学力観（「受験学力」とでもいうべき）に左右されることなく、無差別平等に保障されなければならない性格のものである。

第2に、無差別平等原理の実質的保障である経済的保障に関しては、義務教育に限ってみても、その理念と現実の乖離は極めて大きい。いま1994年度に学校に子どもを通わせている家庭の年間学習費を文部省「子どもの学習費調査」によって見ると、公立小学校で31万2千円、公立中学校で44万4千円、公立高校で52万1千円となっている。もっともこの金額の2分の1から3分の2までは塾や習いごと、野外活動費など学校外活動費を含むが、いずれにしても就学する子どもが2人いれば、最低年間70～80万円程がかかることになり、「経済的不平等の排除」は、きわめて不徹底であるといわなければならない。

第3に、教育の最低限が「独り立ちする」に足るものであるとすると、それは一定限度の教育「機会」を保障することと同時に、一人ひとりの子どもが教育を受けた結果、独り立ちできるようになることが重要である。それは、個性に応じて＝「能力に応じて」教育を受けることにより、社会人の一員となるという最低限の「結果」において平等であることを意味する。

しかしこのような教育の最低限を確保し、結果の平等に近づくためには、往々にして教育における自助努力が求められる状況にある。

ここでは、経済的困難を抱えている被保護世帯の子ども達が「独り立ち」するために必要な教育を確保するために、その教育費調達に自助努力と進路指導の実態を資料に基づいて検討する。

資料はかなり以前の1990年にA市の公的扶助ケースワーカーが自主的に実施した、生活保護世帯の中学卒業生の進路調査の結果であるが、その時期における貴重な資料であり、現在でも基本的に状況は変わっていないと考えられる。

調査の内容は、その年の3月に中学を卒業する生徒の中学時の様子、進路希望と進路指導の実態、教育扶助の適用範囲外の高校進学費用の調達の実

態が主なものである。「教育福祉実践は何を課題にすべきか」という問題を考える上で、さまざまな示唆が含まれているように思われる。

## 1 被保護生徒の中卒後の進路

### (1) 家庭環境と中学3年時の修学状況

調査当時中学3年生がいた被保護世帯は106世帯であり、その特徴は表1のとおりである。

母子世帯が88(83.0%)、父子世帯が5(4.7%)、その他の世帯13(12.3%)であった。生計中心者の健康状態は、病弱・障害のあるものは41.5%で、父子世帯やその他世帯でその割合はやや高い。また、パートも含めて就労しているものを含む世帯は63.2%で、4割弱が就労者のいない世帯であるが、ここでも父子世帯やその他世帯で就労者のいない世帯が多くなっている。つまり中学3年生のいる世帯では、傷病・障害や父母のいずれかがいないなど、単に経済的な困難だけではなく、家族生活を営む上でも困難を抱えた世帯が圧倒的に多いのである。

また表2で中学3年時の子どもの修学状況を見ると、ケースワーカーの観察によって行動上「特に問題がない」と判断している生徒は43.4%、明らかな「不登校・怠学」13.2%、「暴力行為・低学力」5.7%となっており、「不明」が34.9%に達している。

この場合の「暴力行為・低学力」という判断は、知的障害があり、なおかつ暴力行為がある就学上の「問題児」であり、一般的な学力不振児ではない。

この結果、不明のケースを除くと「特に問題なし」は3分の2にすぎず、3分の1の子ども達は修学上の諸困難を抱えており、子どもの育ちの環

表1 中学3年生を含む世帯の特徴

	健康状況		就労状況		計
	良好	不良	就労中	不就労	
母子世帯 N= 88( 83.0%)	61.4%	38.6%	68.2%	31.8%	100.0%
父子世帯 N= 5( 4.7)	40.0	60.0	40.0	60.0	100.0%
その他 N= 13( 12.3)	46.2	53.8	38.5	61.5	100.0%
計 N=106(100.0)	58.5	41.5	63.2	36.8	100.0%

表2 中学3年時の修学状況(世帯類型別)

	障害 ・疾病	不登校 ・怠学	「暴力行為」 ・「低学力」	とくに 問題なし	不明	不明を除く 小計	計
母子世帯	3.4% (5.2)	13.6% (20.7)	5.7% (8.6)	43.2% (65.5)	34.1%	(100.0%)	100.0%
父子世帯		40.0 (40.0)	20.0 (20.0)	40.0 (40.0)		(100.0 )	100.0
その他				46.1 (100.0)	53.9	(100.0 )	100.0
計	N=3 2.8 (4.3)	N=14 13.2 (20.3)	N=6 5.7 (8.9)	N=46 43.4 (66.7)	N=37 34.9	N=69 (100.0 )	N=106 100.0

境が「剝奪」されていることと関連していると思われることができる。

## (2) 進学状況

次に表3で中学3年生の進学先を見ると、公立高校進学者は約63%、私立高校進学が約30%を占め、進学しなかったものは6.6%であった。全体に占める定時制高校への進学者は11%程である。高校進学率は93.4%に上り、一般世帯のそれと遜色ない水準に達しているが、全日制に限ってみると約82%とやや低くなる。

修学状況別に進学先を見ると(表4)、「特に問

題なし」とされた生徒はすべて高校進学しており、公立の普通科への進学者も3分の2に達しているが、「不登校・怠学」者では、14人中5人が進学せず就労もしておらず、「暴力行為・低学力」の者では公立高校進学者は6名中2名にすぎない。

表5は、全日制以外の修学をしたものと、入学後すぐに中退してしまったものの状況を示したものであるが、定時制高校進学者のうち就労をしているものは9人中2人にすぎず、大半は不就労状態である。つまり定時制高校進学は、就労しているために選択したのではなく、学力不振等で全日

表3 中学3年生の進学先(世帯類型別)

	公立高校		私立高校		なし	計
	普通科	職業科	普通科	職業科		
母子世帯	55.7% (9.1)	6.8% (2.3)	26.1%	4.5%	6.3%	100.0% (11.4)
父子世帯	40.0		40.0		20.0	100.0 (0)
その他	53.8 (7.8)	23.1 (7.8)	15.3	7.6		100.0 (15.4)
計	N=58 (9) 54.7 (8.5)	N=9 (3) 8.5 (2.8)	N=27 25.5	N=5 4.7	N=7 6.6	N=106 (12) 100.0 (11.3)

表注：( ) 内は、定時制の割合の内数である

表4 3年時修学状況別にみた進学先

	公立高校		私立高校		なし	計
	普通科	職業科	普通科	職業科		
障害・疾病	33.3%		33.3%		33.3%	100.0%
不登校 ・怠学	42.9 (14.3)	7.1 (7.1)	14.3		35.7	100.0 (21.4)
「暴力行為」 ・「低学力」	33.3 (33.3)		50.0	16.7		100.0 (33.3)
とくに 問題なし	67.4 ( 8.7)	10.9 (4.3)	19.6	2.2		100.0 (13.0)
不明	48.6	8.1	32.4	2.1	2.7	100.0
計	54.7 ( 8.6)	8.5 (2.8)	25.5	4.7	6.6	100.0 (11.3)

表注：( ) 内は表3と同じ

表5 全日制高校以外に就学している生徒の就労状況

	就労	不就労	不明	計
定時制就学	2	7		9
通信制就学		2		2
中退者		3	1	4
計	2	12	1	15

制高校への進学が難しかったことによる消極的選択であるものが大部分であるということになる。

このようにして生活保護世帯の子ども達の2割近くが、高校以上の教育から実質的には疎外され、しかも就労機会からも遠ざけられているのが現状である。

### (3) 修学のための「自助」努力

生活保護法では、教育扶助は義務教育段階における学用品、教材費、給食などの費用に限定されており、高校の修学費用は全く考慮されていないために、生活保護世帯の子どもが高校以上の修学を志望する場合には、その費用を「自助」努力によって調達しなければならない。

この点を表6から見ると、授業料の減額・免除は、全体の73.7%が適用されているが、「減免なし」とした世帯が1割弱あり、特に父子世帯の場合4世帯のうち減免措置を受けている世帯は1件のみである。

また表7によれば、奨学金や育英資金、修学貸付金など、貸与・給付を問わず活用している世帯の割合は34.3%である。母子世帯の場合、母子貸付資金の活用世帯数を( )内に再掲したが、その割合は全体の18.3%に過ぎない。

これに対して、預貯金の活用状況を見ると(表8・表9)、全体40%の世帯が「活用あり」としており、奨学金や貸付制度の活用状況を上回っている。

表6 授業料の減免状況

	減免あり	なし	不明	計
母子世帯	73.2%	9.8%	17.1%	100.0%
父子世帯	25.0	25.0	50.0	100.0
その他	92.3		7.9	100.0
計	N=73 73.7	N=9 9.1	N=17 17.2	N=99 100.0

表7 奨学金・育英資金等の活用状況

	活用あり	なし	不明	計
母子世帯	34.1%(18.3)	63.4%	14.6%	100.0%
父子世帯	50.0		50.0	100.0
その他	30.8	61.5	7.7	100.0
計	N=34 34.3	N=60 60.6	N=15 15.1	N=99 100.0

表注：( )内の割合は、母子貸付資金活用世帯の内数

表8 修学のための預貯金の活用状況

	活用あり	なし	不明	計
母子世帯	41.5%	41.5%	17.0%	100.0%
父子世帯	25.5	25.5	50.0	100.0
その他	38.5	46.1	15.4	100.0
計	N=40 40.4	N=41 41.4	N=18 18.2	N=99 100.0

表9 進学先別にみた預貯金の活用状況

	活用あり	なし	不明	計
公立高校	38.8%	46.3%	14.9%	100.0%
私立高校	43.7	31.3	25.0	100.0
計	40.4	41.4	18.2	100.0

これを進学先の公私立別に比較すると、公立高校進学者の場合38.8%であるのに、私立では42.7%とやや高く、また「不明」も多いため、「預貯金の活用なし」とした世帯の割合は31%に留まっている。ケースワーカー達は、私立の場合特に入学金や制服代など入学時払込み金がかさむため、保護費の中から預金をするよう個別に指導する場合もあるという。

生活保護世帯の学資保険契約の是非をめぐる訴訟が起きているが、「独り立ち」するために必要な教育の最低限と考えられる高校進学でさえ、生活保護世帯にこうした「自助」努力を強要することにならざるをえないが、このことは結局最低生活費を削るほかになく、「健康で文化的な最低限度の生活」保障と著しく齟齬をきたしていると言わなければならない。

### (4) 高校修学のための費用

表10は、A市に隣接するB市の1990年度の高校修学に伴う3年間の教育費所要額を示したもの

表 10 高等学校就学に伴う教育費所要額調（平成 2 年度）B 福祉事務所

高 校 名	公 立				私 立		平均		
	A		B		C	D			
	全日	定時	全日	定時	全日	定時			
入 学 金	36,000	1,400	3,600	1,400			130,000	125,000	
授 業 料	0	0	0	0			667,200	528,000	
生 徒 会 費	54,500	55,620	34,680	28,800			36,000	13,500	
教 科 書 代	18,000	0	23,360	0			18,445	22,000	
学 用 品 代	35,000	52,000	47,620	4,500			0	0	
修学旅行費	85,000	130,000	115,000	113,000			16,200	147,000	
宿泊研修費	17,000	3,500	20,000	5,000			0	0	
制 服 費	0	0	43,300	0			20,400	35,000	
その他経費	0	23,400	74,000	15,880			21,000	31,000	
合 計	213,100	265,920	361,565	168,580			1,055,045	901,500	
平均	学年当り	71,034	88,640	120,521	56,193			351,681	300,500
	月 当 り	5,920	7,387	10,043	4,682	7,982	6,035	29,306	25,041

(注) 上記の他に通学定期代が加算されます。

である。公立高校の授業料が 0 円になっているのは、生活保護世帯の場合免除されるからである。

つまりここに掲げた金額は、もしも奨学金などの支給がされなければ、すべて自前で調達しなければならない金額である。

公立高校の全日制の平均月額額は 8,000 円余であり、定時制の場合で 5,000 円程度であるが、私立高校の平均月額額は 29,000 円であり、特に初年度は入学金が 130,000 円から 170,000 円かかり、授業料と合わせると 40~50 万円にもなることがわかる。

当時の公立高校生徒への奨学資金の月額額は 9,500 円であり、私立高校奨学金（貸付け）は、11,000~15,000 円であったから、これらを活用して辛うじて就学費用を賄うことができる水準であった。しかしこれらの奨学金を活用している世帯は、先に示したとおり全体の 3 分の 1 に過ぎないのである。

#### (5) 被保護生徒の進路指導

調査結果に示された諸困難の状況と進路指導の現状を、典型的な事例によって見ておこう。

##### \* A 世帯

母親（46 歳）との 2 人暮らし、母親は長年の腰椎疾患で稼働はしていない。本人は万引き、暴行、

シンナー使用で保護観察中であるが、仲間からリンチを受けたことがある。

担任教諭は本人に対して熱心に関与しており、リンチの恐れがあるため、校長室で授業を受けることができるような配慮もしていた。

進学に関しては、教師は私立の普通科を勧めたが、母子ともに進路に対する関心が低く、また母親はお金がないので定時制にしてほしいという意見であった。

公立高校の定時制に入学し、学費に関しては母子修学資金を借り受け、足りない分は預金を充当した。定時制高校に通学後も就労はしておらず、隠れて不良グループとつき合い、シンナーの吸引もしているらしい。

##### \* B 世帯

母親（51 歳、精神分裂症）、兄（27 歳、中卒、てんかん入院中）との 3 人暮らし、本人中学時代は登校拒否を繰り返す。表現力に乏しく、何事においても自ら決断できない。母親は病識なく通院も拒否している。

進路に関しては母子ともに関心がなく、担当教諭に「はっきり言って、できの悪い子どもにまで手が回らない」と言われたが、母親も真顔で「もつともだ。納得する」と応じたという。

公立高校定時制に入学し通学しているが、就労はしていないため日中はほとんど家に閉じ籠もっている。

授業料の免除は受けているが、母親はお金を借りるのは嫌だとして、奨学金の貸与は受けていない。学費は別れた父親から援助されている（ことになっている）。

#### \* C世帯

祖母（67歳、身障2級）との2人暮らし、祖母は脳血管障害で入院していたが、孫の面倒を見るために無理やり退院した。歩行困難で這って移動する状態である。

本人は中学在学当時成績が悪く、担任教諭の指導は「私立の商業科か、そこがダメなときは公立高校定時制にするように」ということであった。

学費は授業料の免除と私立高校奨学金の貸与を受けている。不足分は預金で充当している。

通学はしているが、喫煙等の問題行動があると学校側から言われている。

#### \* D世帯

父親（43歳、腰痛症）との2人暮らし、本人は中学時の成績が悪かったという。

担任教諭は「全日制公立高校は絶対無理」といって、受験を許可しなかった。公立高校定時制に入学し、通学中であるが就労はしていない。

学費については授業料の免除は受けているが、父親が成績が悪いと奨学金の貸与は受けられないと思いこんでいて、手続きをしていない。不足分は預金で充当している。

以上の4世帯は、ケースワーカーが聴き取り調査を行った結果、学校側の進路指導の内容が具体的にわかった事例である。全日制の公立高校に進学している生徒が一人も含まれていないことからして、この4ケースは、特別の困難を抱えた事例かもしれない。

しかし教育の最低限を保障するという観点からすれば、このような特別の困難を抱えた世帯と生徒たちにこそ、適切な指導、援助が必要であるといわなければならない。

残念ながらこの調査報告には、福祉事務所の

ケースワーカーが被保護世帯の子ども達の進路指導にどのようにかかわったのか、学費調達などにどのような指導、援助をしたのかは示されていないので詳細は不明であるが、親の思いこみや思い違いに対して、それを是正するような働きかけがあったことは確認できない。

また学校側の進路指導も、A世帯にかかわった教師を除くと積極的なかかわり方をしているとは言い難く、生徒の実情を追認しその範囲での指導に終始しているように見える。

しかしここでは福祉事務所のケースワーカーや教師の責任を問うことが主要な問題ではない。

繰り返し強調しているように、「独り立ちする」に必要な教育の最低限を保障する上で留意すべきことは何か、どのような指導や援助が必要なのかを探ることである。

## 2 社会的自立と教育保障

ここでは社会的自立にとっての教育保障の意義とその留意点について検討する。

生活保護世帯の子ども達にとって、高校以上の就学が「独り立ち」するために必要不可欠なものであるということは、単に最低限の学力を獲得し、よりましな就職機会を獲得するというにとどまらない面を持っている。すでに見たとおりの家庭的困難の中で育ち、学力不振などのハンディキャップを背負うことが多い中で、高校へ進学する努力と高校生活が彼らの社会的自立に果たす意義について考えてみよう。

子ども達がどのような環境の中で生まれ育つかは、子ども達の責任の範囲外のことであり、生活保護世帯の子ども達も、家庭が諸困難を抱えていることに関して責任のないことは自明である。不登校や学力不振に陥ったとすれば、ある意味ではそのような諸困難の影響を受け、犠牲を受けたという側面が強い。

そのような子ども達が、「独り立ち」できるようになるために必要なことは、どのような境遇にあっても「独り立ち」できる存在として尊重されるということにあると考えられる。

そのために決定的に重要なことは、本人がどのような進路を希望しているのか、もう少し大げさに言えば、自分の人生の進路にどのような希望を持つのか、そのようなことを考えることができるような環境を与え、彼自身の考えと意思を尊重することである。

しかしそのようなことは、中学卒業の時点で可能なことであろうか。

たしかに今日のように将来の見通しが不鮮明であり、自分自身の進路が決めにくい時代であって、中学卒業の時点で決めることができるのは、特別の才能を持った一部のものに限られるであろう。高校を卒業し、大学を卒業する時点になっても自分の人生の進路を決めかねている若者が少なくない時代に、特別な困難を背負った子ども達にそれをどのようにして可能にするのかは容易ではない。

生活保護世帯の子ども達で、中学を卒業して進学もせず就職もしない子ども達に身近に接し、そのような事態の改善に職場仲間と取組んだ江戸川福祉事務所の「夜の勉強会」の実践にそのヒントがあるように思われる。

この実践記録を読むと、こうした子ども達の共通した特徴として、自分が高校に進学できなかったのは、親の責任であり学校の責任だと思いこんでいるふしがかがえる。

「夜の勉強会」は高校受験を控えた11月から3月までのわずかな期間に、区役所のボランティア・グループによって実施されているものであり、全日制の公立高校へ合格するものはそれほど多いわけではないが、にもかかわらずこの短期間の学習援助を組織するために、1年以上前から家庭訪問をし子ども達に面接することから始めて、生活保護を受けていても高校に行くことができるのだと励ましながら「勉強会」へ組織していくのである。

子ども達は、初めのうちは「勉強や学校なんか大嫌いだ。高校なんか行くものか」とツツパツているという。しかしケースワーカー達の熱心な説得の中で、「本当は、友達と一緒に高校に行きたい」

という希望が語られるようになり、「勉強会」へ参加することを自分で決めるようになる。

こうした子ども達に学習援助の手を差し伸べ高校受験を経験させる中で、子ども達が自ら、学力不振や不登校に陥った原因を他に転嫁するだけではすまないことを自覚し始めることに注目する必要がある。

たとえ全日制高校での修学が叶わなかったとしても、自分自身で進路選択を真剣に考えるようになり、その中で学力不振の一因として自分自身の努力の足りなさに対して自覚するようになるという。このことによって親や学校・社会の責任が軽くなるわけではないが本人の意思を尊重し、それを叶えるための具体的な援助の中で、社会的自立のための自分自身の責任や努力に気がつきはじめるのである。

高校生活の時代は、社会的自立のための自己の責任や努力について考える芽生えの時期ということもでき、こうした点は養護施設の子どもの達社会的自立にかかわる実践記録などにも共通して指摘されている。

つまり高校へ進学するという事は、困難な条件にあればあるほど、「独り立ち」するための準備期間として重要なのである。またそれを実現するためには、子どもの置かれている家庭、学校、地域社会、交友関係などの実態をよく理解し、本人の希望を尊重し、必要な指導と援助を組織する人間を必要としているといえる。

## むすびにかえて

限られた資料に基づく結果から見ても、生活保護を受給しなければならない生活上の困難が、子ども達に学力不振などの影響を与え、今日では最低限の教育水準と考えられる高校教育からさえも疎外され、またかりに高校段階へ就学したとしても「自助」努力を強制され、生活的不安定化を促進するという、二重のハンディキャップを負わされていると見ることができる。

これは生活保護層の子どもに限ったことではなく、養護施設や教護院の子ども、低所得層の子ど

も達、障害を持つ子ども達にもある程度共通することであるが、社会的不利を被っている上に教育保障の面でも不利を被るとしたら、そのような子ども達の福祉を実現することはできないし、社会的自立の展望を描くことも難しい。

教育の最低限を無差別平等に保障する課題は、教育にとっても社会福祉にとっても緊急の課題であるが、そのことを実現するためには、社会的不利の中にある子ども達一人ひとりの教育の保障を、その子どもの置かれている生活の現実に即して考え、子どもに働きかけ、学校や地域社会にも働きかけていく実践が重要になる。

本来社会福祉の担い手であるソーシャル・ケースワーカーは、このような任務を果たす実践家であり、先にふれた「夜の勉強会」の実践はそのひとつの例証である。

いじめや不登校問題に対処するために、国は地方自治体への委託事業として「スクール・カウンセラー制度」を1995年度から導入したが、こうした制度を教育保障の社会資源として活用するソーシャル・ケースワーク実践の蓄積と理論化が今後の課題となるだろう。

(杉村宏・北海道大学教育学部教授)